

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 6 号
発行日 令和 4 年 1 2 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市会計規則の一部改正
(会計課)・・・1
- ・綾部市病院事業会計規則の一部改正
(保健推進課)・・・2
- ・綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
(建築課)・・・3
- ・綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正
(こども支援課)・・・4

○告 示

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・10
- ・令和4年12月綾部市議会定例会招集告示
(総務課)・・・11
- ・地縁団体変更告示(下原町自治会)
(市民協働課)・・・12
- ・綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程の一部改正
(秘書広報課)・・・13
- ・綾部市印刷物等広告掲載要綱の一部改正
(秘書広報課)・・・14
- ・綾部市着ぐるみ使用規程の一部改正
(秘書広報課)・・・15
- ・綾部市立保育園一時預かり事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・16

- ・綾部市立保育園延長保育事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・17
- ・綾部市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・18
- ・綾部市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・19

○公 告

- ・公共下水道管渠築造(4-2)工事と公共下水道関連配水管布設替(4-2)工事公募型指名競争入札(取り抜け方式)について
(監理課)・・・20
- ・公共下水道管渠築造(4-1)工事と公共下水道関連配水管布設替(4-1)工事公募型指名競争入札(取り抜け方式)について
(監理課)・・・32
- ・市道大唐内線(大唐内橋)橋梁補修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・44
- ・韮堀池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・54
- ・マンホールポンプユニット設置(4-1)工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・64
- ・浄化槽設置工事その6条件付一般競争入札について
(監理課)・・・74
- ・公示送達

	(市民・国保課)・・・	84
・ 公示送達		
	(税務課)・・・	85
・ 公示送達		
	(税務課)・・・	86
・ 新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種の実施について		
	(保健推進課)・・・	87
・ 所有者の判明しない動物の収 容について		
	(保健推進課)・・・	88
・ 綾部市入札参加資格審査申請 について		
	(監理課)・・・	89
○ 上下水道事業管理規程		
・ 綾部市上下水道事業会計規程 の一部改正		
	(上水道課)・・・	98
○ 教育委員会告示		
・ 綾部市特別支援教育就学奨励 費支給要綱の一部改正		
	・・・	99
・ 令和4年度第8回(11月) 綾部市教育委員会会議招集告 示		
	・・・	101
○ 選挙管理委員会告示		
・ 綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数		
	・・・	102
・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数		
	・・・	103
・ 合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数		
	・・・	104

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第40号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「綾部市」を「全国」に改める。

第143条中「報告書会計表」を「公金収納日計報告書」に改める。

第151条第1項中「その受入れの日から起算して3営業日以内に」を「速やかに」に改め、同条第2項中「報告書合計表を添え受入れの日から起算して3営業日以内に」を「公金収納日計表を添え速やかに」に改め、同項ただし書中「送付するものとする」を「送付することができる」に改め、同条第4項を削る。

第160条中「（指定代理金融機関及び収納代理金融機関から送付を受けたものについては報告書合計表1通を添付する。以下同じ。）」を削る。

第161条第1号中「会計別、科目順に」を「収納日付ごとに」に、「報告書合計表2通に当該報告書を添えて、受入れの日から起算して3営業日以内に」を「公金収納日計表を添えて、速やかに」に改める。

第162条中「会計別、科目順に」を「収納日付ごとに」に、「報告書合計表2通に当該報告書を添えて、受入れの日から起算して3営業日以内に」を「公金収納日計表を添えて、速やかに」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

規 則

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 1 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 1 号

綾部市病院事業会計規則の一部を改正する規則

綾部市病院事業会計規則（平成 2 6 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 5 条中「綾部市」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第42号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例第23号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和4年12月1日とする。

規 則

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第43号

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

綾部市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年綾部市規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係、第7条関係）



施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）
申請書兼入所申込書（ 年度）

綾 部 市 長 様

		支給認定証の交付を希望（特に必要な場合のみ） <input type="checkbox"/>	年 月 日
保護者 （申請者）	住所		
	（フリガナ）	個人番号	
	氏名	電話番号	父 母

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定（以下「認定」といいます。）（変更認定）を申請します。なお、綾部市が施設型給付費・地域型保育給付費等の認定（変更認定）に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。また、綾部市の副食費助成事業による副食費徴収免除の算定についても上記と同様に同意します。

申請児童	氏名	生年月日	年齢	性別
	（フリガナ）	・ ・	歳	男・女
		個人番号		
保育の希望の有無（※）	有：	【2号認定・3号認定】保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）		
	無：	【1号認定】幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）		

- （※）・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育所機能部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます（以下同じ。）。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は、①～③に、「無」を○で囲んだ場合は、①及び②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	個人番号	続柄	生年月日	性別	職業・学校名等	障害者手帳	備考
児童の世帯員			父	・ ・	男		<input type="checkbox"/> 有	
			母	・ ・	女		<input type="checkbox"/> 有	
				・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
				・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
				・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り（ 年 月 日保護開始）							
ひとり親世帯	非該当・該当							

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 小学校入学まで	
		<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	第1希望	第2希望	第3希望

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働、疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望する保育必要量（※）	保育標準時間（最長11時間/日） ・ 保育短時間（最長8時間/日）	
	（※）原則、保護者いずれもの就労時間等が1月当たり120時間以上で標準時間認定、64時間以上120時間未満で短時間認定となります。実際の保育時間は施設との調整となります。	
希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	曜日から 曜日まで	時 分から 時 分まで

- 次年度の教育・保育給付認定申請については、認定事務等が集中し審査に時間を要するため、翌年3月までに認定します。
- 裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

（表面）

規 則

市記入欄

認定の可否 可 ・ 否 (否とする理由) 年 月 日認定	認定者番号	認定区分等 □1号 □2号 □3号 (□標 □短)	
給付(入所)の可否 可 ・ 否 (否とする理由) 【□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型】		給付(利用)期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
利用施設(事業者)名 □認定こども園(□連(□幼 □保) □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)			
年 齢 区 分	0 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	減 免 区 分	副 食 費
兄 弟 姉 妹		階 層 区 分	徴 収
1・2・3子区分	1子・2子・3子	利用者負担額(月額)	免 除

記入上の注意

この教育・保育給付認定(変更認定)申請書兼入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、市役所に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請児童」の欄は、「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親(別居の場合は「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童のほかには施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
 なお、利用者負担額等の決定のために必要な書類を合わせて添付してください。
- 3 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください(「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。)
- 4 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください(「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。)
- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受けることができるのは、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。 (1) 就労等(家庭外就労) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするを常態としているので、その児童の保育ができない場合 (家庭内労働) 児童の保護者が家庭内で日常の家事以外の仕事をするを常態としているので、その児童の保育ができない場合 (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産前後のため、その児童の保育ができない場合 (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合 (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護に当たっているため、その児童の保育ができない場合 (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などで被災し、住居を失うなど、その復旧の間、児童の保育ができない場合 (6) 求職活動 児童の親が求職活動(起業準備を含む。)を行っているため、その児童の保育ができない場合 (7) 就学 児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)のため、その児童の保育ができない場合

- 6 就労等証明書など、上述の基準に当てはまることを示す書類を添付してください。

(留意事項)

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめ御承知ください。

(裏面)

規 則

(表面)

様式第2号 (第3条関係、第7条関係)



施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定
変更申請書 (年度)

綾 部 市 長 様

		支給認定証の交付を希望する (特に必要な場合のみ) <input type="checkbox"/>	年 月 日
保護者 (申請者)	住所		
	(フリガナ)	個人番号	
	氏名	電話番号	父 母

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定 (以下「認定」といいます。) 変更を申請します。
なお、綾部市が施設型給付費・地域型保育給付費等の認定変更に必要な市町村民税の情報 (同一世帯者を含む。) 及び世帯情報
を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意し
ます。また、綾部市の副食費助成事業による副食費徴収免除の算定についても上記と同様に同意します。

申請児童	氏名 (フリガナ)	生年月日	年齢	性別
		・ ・	歳	男・女
個人番号		利用中の施設名		

【世帯の状況】

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業・学校名等	障害者 手帳	備考
児童 の 世 帯 員		父	・ ・	男		<input type="checkbox"/> 有	
		母	・ ・	女		<input type="checkbox"/> 有	
			・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
			・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
			・ ・	男・女		<input type="checkbox"/> 有	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)					
ひとり親世帯		非該当 ・ 該当					

【認定を変更する内容・事由等】 ※にレでチェックのうえ、詳細を記入してください。

<input type="checkbox"/> 保育時間 (必要量) <input type="checkbox"/> 標準時間⇒短時間 <input type="checkbox"/> 短時間⇒標準時間	(変更する内容・事由等)
<input type="checkbox"/> 勤務内容の変更 <input type="checkbox"/> 勤務先の変更 <input type="checkbox"/> 勤務時間の変更 <input type="checkbox"/> 退職・求職活動	(変更する内容・事由等) ※就労等証明書あるいは申立書等の証明できる書類の添付が必要です。
<input type="checkbox"/> その他 (上記以外) ()	(変更する内容・事由等)

○既に認定を受けている場合は、「支給認定証」を添付してください。
○裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。
○字は楷書ではっきりと記入してください。

規 則

(裏面)

【市記入欄】

認定の可否	認定者番号	認定区分等		
可 ・ 否 (否とする理由) 年 月 日認定		□1号 □2号 □3号 (□標 □短)		
給付の可否		給付(利用)期間		
可 ・ 否 (否とする理由)	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
利用施設(事業者)名				
年 齢 区 分	0 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	減 免 区 分		副 食 費
兄 弟 姉 妹		階 層 区 分		徴 収
1・2・3子区分	1子 ・ 2子 ・ 3子	利用者負担額(月額)		免 除

記入上の注意

この教育・保育給付認定(変更認定)申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、提出してください。
 なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請児童」の欄は、「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親(別居の場合は「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童のほか施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。

なお、利用者負担額等の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

規 則

様式第 5 号の 3（表面）中「私及び私の世帯の所得状況」を「市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）」に、「同意します」を「同意し上記のとおり届け出ます」に、「保護者氏名」を「保護者（届出者）氏名」に改め、「㊟」を削り、同様式（裏面）中「勤務等証明書等」を「就労証明書等」に、「訂正・加筆し、訂正印を押印」を「訂正・加筆」に「記名・押印」を「記名」に改める。

様式第 7 号中「㊟」を削り、

「

児 童	氏 名				保 護 者 との続柄		
	個人番号						
	生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性 別

を

」

「

児 童	氏 名				保 護 者 との続柄		
	個人番号						
	生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性 別
	利用中の施設名						

に

」

改める。

様式第 8 号、様式第 9 号及び様式第 10 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第206号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年11月11日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月15日	綾0606-55011・01
令和4年 4月 1日	綾0902-41021・01
令和4年 4月 1日	綾0306-21001・01
令和4年 4月 1日	綾0832-21088・03
令和4年 4月 1日	綾0910-01002・02

綾部市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 4 年 1 1 月 2 8 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 2 1 2 号

地縁による団体「下原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市下原町五反田 6 1 白 波 瀬 京 子 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 1 3 号

綾部市マスコットキャラクターデザイン使用規程（平成 2 7 年綾部市告示第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 4 号

綾部市印刷物等広告掲載要綱（平成 2 6 年綾部市告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 5 号

綾部市着ぐるみ使用規程（平成 2 4 年綾部市告示第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 7 号

綾部市立保育園延長保育事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 8 号

綾部市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 2 9 年綾部市告示第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 9 号

綾部市子育て短期支援事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 1 2 5 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（４－２）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（４－２）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り分け方式）とします。

令和 4 年 1 1 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 4 1 0 0 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（４－２）工事
公共下水道関連配水管布設替（４－２）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 7 5 5 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 2 9 5 m
マンホール設置工 N = 4 8 基
汚水枳及び取付管工 N = 5 1 箇所
付帯工 一式
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 1 8 5 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 1 2 5 m
配水管布設工 H I V P (R R ロング) φ 7 5 L = 2 0 0 m
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 4 9 m
給水戸数 N = 3 5 戸
消火栓設置工 N = 2 基
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 1 2 月 7 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで（1 1 5 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、

本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和4年11月8日（火）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は6,420円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年11月11日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年11月14日（月）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年11月18日（金）から
令和4年11月21日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年11月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いま

せん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日(木) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。
- (8) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 100号 公共下水道管渠築造(4-2)工事、 公共下水道関連配水管布設替(4-2)工事	1	本案件
第504 101号 公共下水道管渠築造(4-1)工事、公共下水道関連配水管布設替(4-1)工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

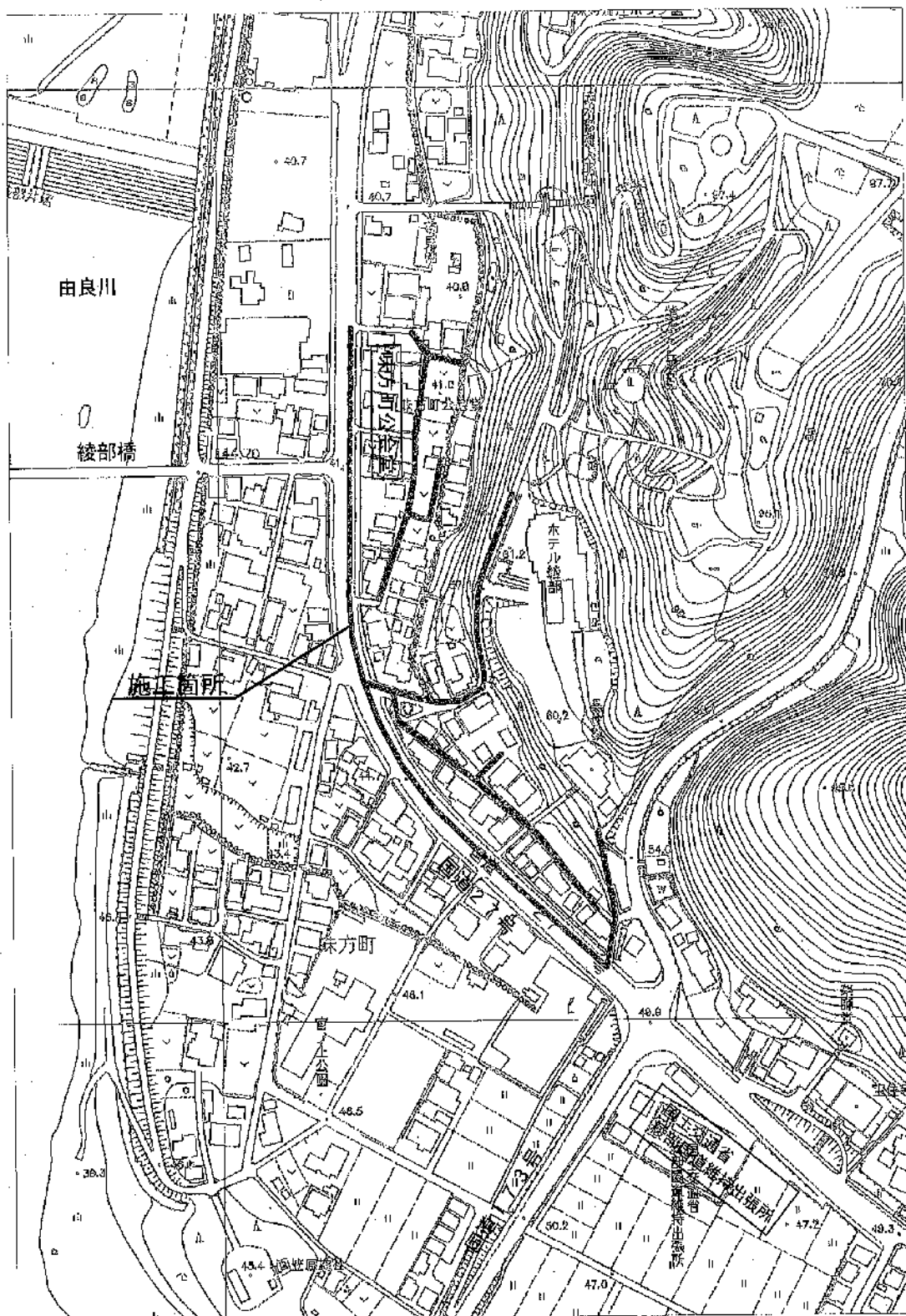
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

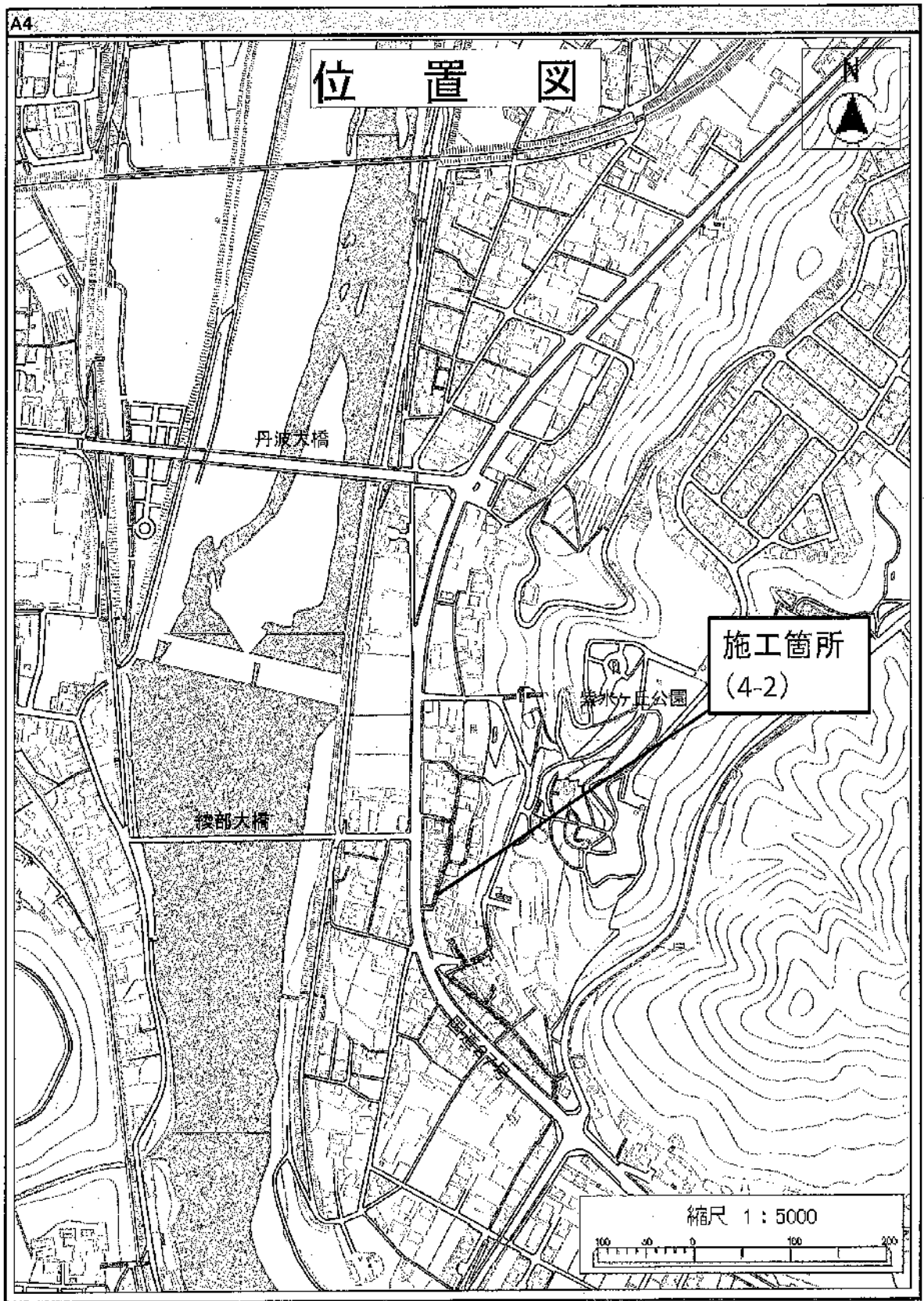
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置図



公共下水道管渠築造（4-2）工事



綾部市公告第 1 2 6 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（４－１）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（４－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札（取り分け方式）とします。

令和 4 年 1 1 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 4 1 0 1 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（４－１）工事
公共下水道関連配水管布設替（４－１）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 3 9 0 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 9 2 m
マンホール設置工 N = 1 8 基
汚水柵及び取付管工 N = 2 7 箇所
付帯工 一式
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 4 2 5 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 8 m
給水戸数 N = 1 5 戸
消火栓設置工 N = 3 基
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 1 2 月 7 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで（1 1 5 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)

に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2 (8) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年11月8日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は4,830円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和4年11月11日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年11月14日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求められます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月18日(金) から

令和4年11月21日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月24日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日(木) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。
- (8) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 100号 公共下水道管渠築造(4-2)工事、公共下水道関連配水管布設替(4-2)工事	1	
第504 101号 公共下水道管渠築造(4-1)工事、公共下水道関連配水管布設替(4-1)工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

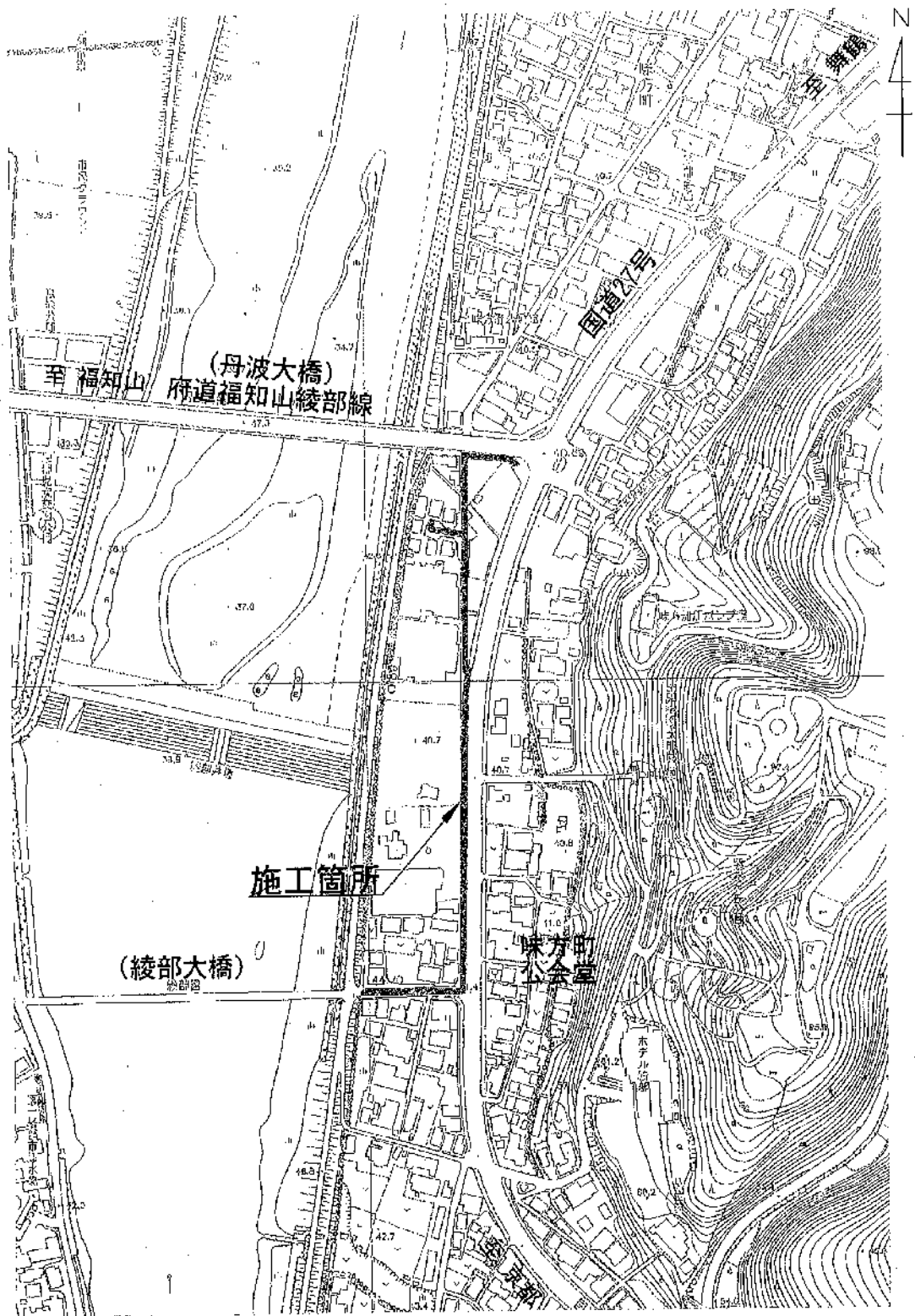
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

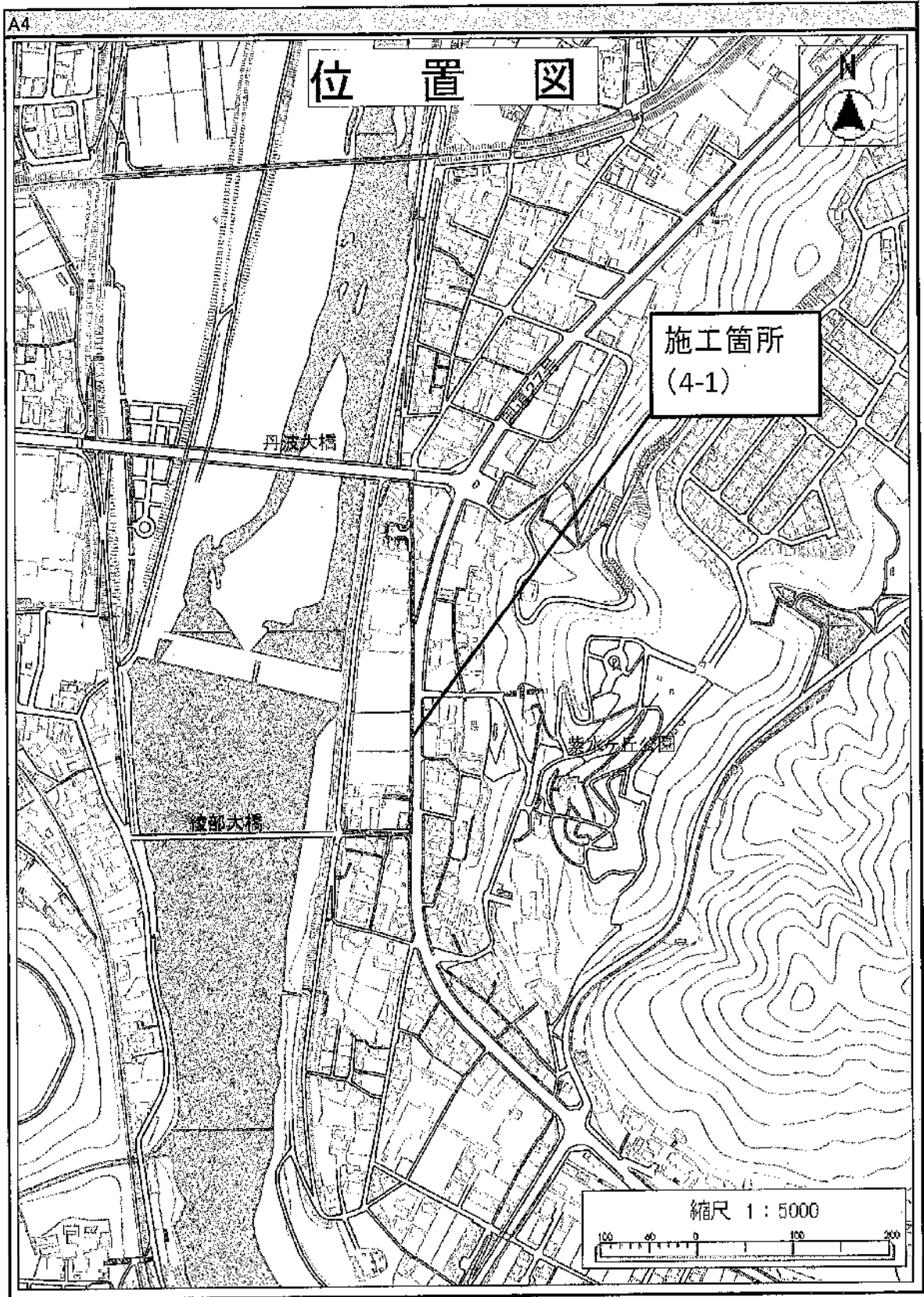
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

位置図



公共下水道管渠築造(4-1)工事



綾部市公告第127号

橋りょう長寿命化対策事業、市道大唐内線（大唐内橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年11月8日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第504 102号 |
| (2) 工 事 名 | 市道大唐内線（大唐内橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市老富町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=6.53m W=3.0~6.0m
橋梁補修工 1橋 |
| (5) 予定工期 | 令和4年12月 7日から
令和5年 3月26日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年11月8日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は620円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年11月11日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年11月14日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月18日(金) から

令和4年11月21日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月24日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日(木) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

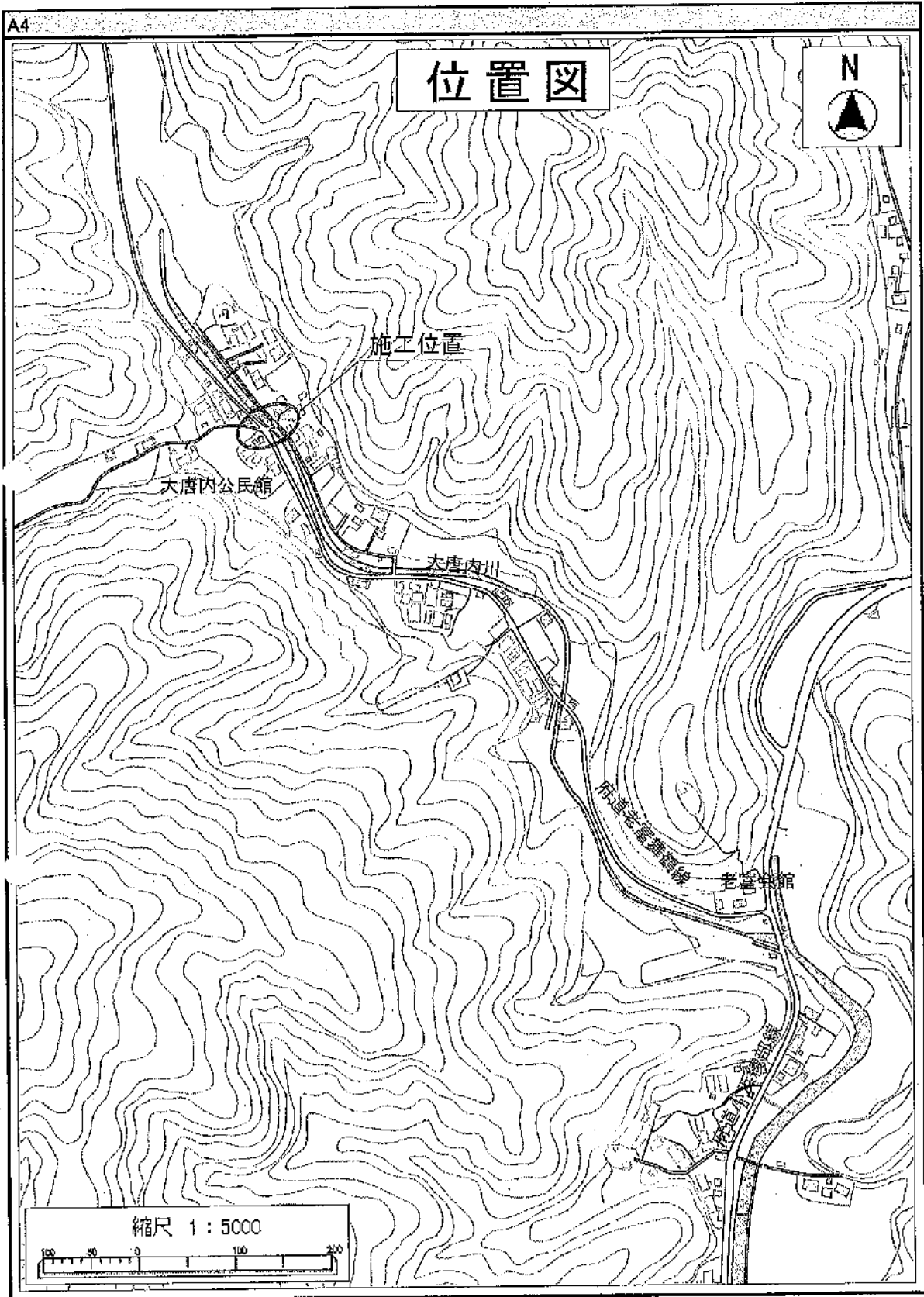
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第128号

現年発生農地等災害復旧事業、靱堀池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年11月8日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 103号
- (2) 工 事 名 靱堀池復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市新庄町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 復旧延長 L = 11.0m
前刃金工 L = 11.0m、B = 2.5m、H = 3.0m
前法 N = 1 : 1.8
堤体復旧工 V = 78m³
- (5) 予定工期 令和4年12月 7日から
令和5年 3月26日まで（110日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年11月8日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は470円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年11月11日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年11月14日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月18日(金) から

令和4年11月21日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月24日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日(木) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

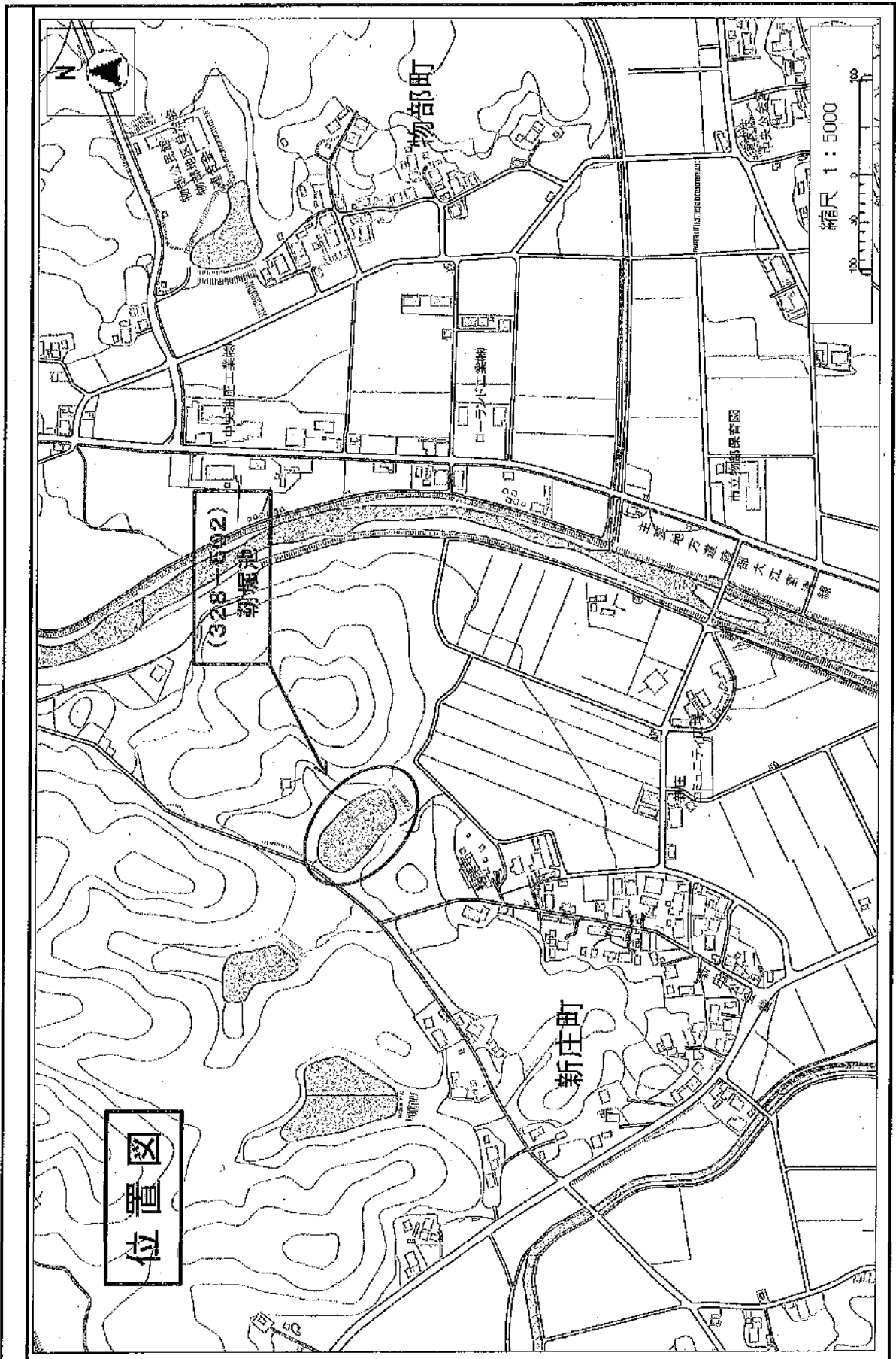
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

綾部市公告第 1 2 9 号

下水道整備事業、マンホールポンプユニット設置（４－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 1 1 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 1 0 8 号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプユニット設置（４－１）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管渠工 VP 5 0 L = 1 6 m
宅内ユニット設置 N = 1 箇所
機械・電気設備設置 N = 1 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 1 2 月 7 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで（1 1 5 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年11月8日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,290円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年11月11日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年11月14日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月18日(金) から

令和4年11月21日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月24日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月29日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日(木) 午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

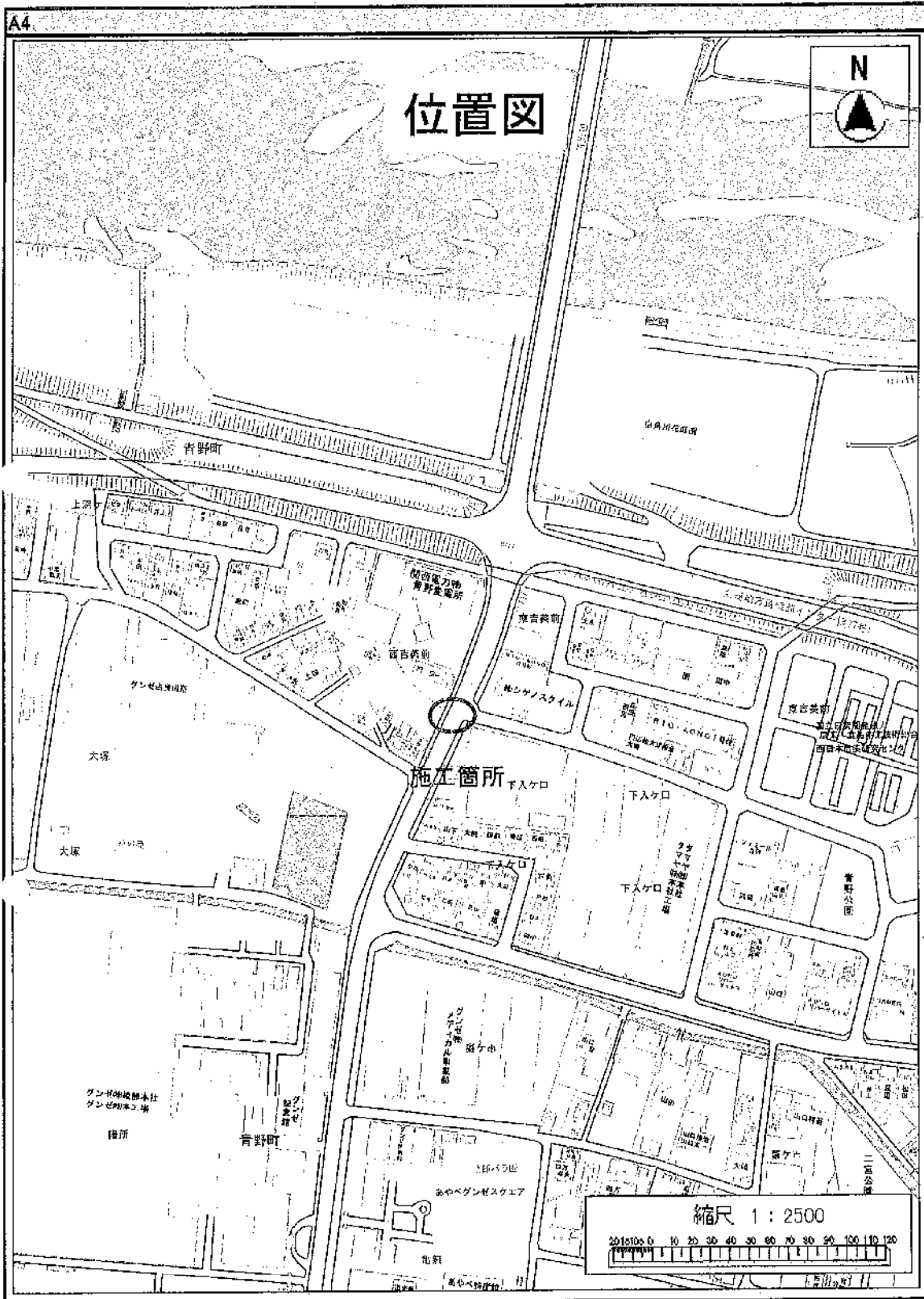
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第130号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その6に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年11月8日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第504 110号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その6 |
| (3) 工事場所 | 綾部市新庄町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5人槽構造基準型 1基
7人槽構造基準型P付 1基
5人槽コンパクト型 1基
計3基 |
| (5) 予定工期 | 令和4年12月 7日から
令和5年 3月16日まで (100日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年11月8日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は660円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年11月11日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年11月14日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月18日（金）から

令和4年11月21日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年11月24日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月29日（火）午前9時から午後6時まで
令和4年11月30日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年12月1日（木）午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

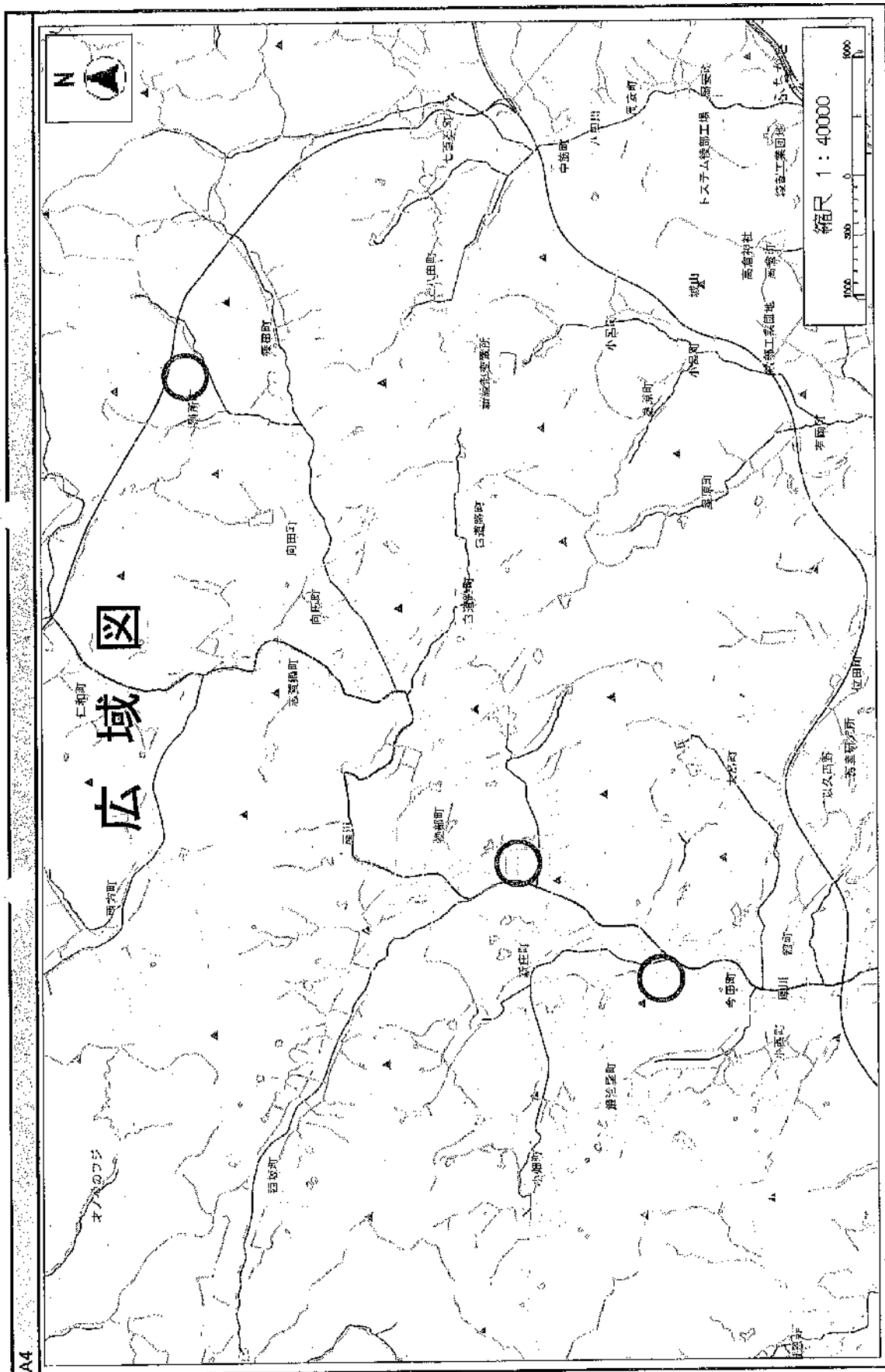
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第131号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和4年11月10日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 3 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 1 3 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 1 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第134号

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和4年11月24日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和4年11月29日～令和5年3月28日
2. 予防接種の種類 新型コロナウイルスワクチン
3. 対象 綾部市に住所を有する生後6か月～4歳のうち接種を希望する方
4. 接種費用 無料
5. 日程及び実施場所

接種方法	日程			場 所
	1回目	2回目	3回目	
集団接種	令和4年 12月17日（土）	令和5年 1月7日（土）	令和5年 3月4日（土）	綾部市立病院
個別接種	令和4年 11月29日（火）	令和5年 1月10日（火）	令和5年 2月14日（火）	京都協立病院
	令和4年 12月20日（火）	令和5年 1月31日（火）	令和5年 3月28日（火）	

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往がある人
- ・ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態の人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第135号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年11月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年11月26日 午後7時
- 2 捕獲場所 綾部市位田町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、黒
- 5 体 格 中
- 6 性 別 不明
- 7 その他 首輪等なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年12月1日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第136号

令和5年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

令和4年12月1日

綾部市長 山崎善也

1. 受付期間等

区 分		有効期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法
市内業者	建設工事	令和5年度 (1年)	令和5年2月1日(水) ～ 2月15日(水)	送付のみ (2月15日(水)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			

* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

* 「市外業者」は隔年申請のため、令和5年度の受付はありません。

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送等による受付を原則とします。

2. 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>

産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実が記載された場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受付がありません。

4. 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和5年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和5年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

5. 提出について

提出書類一覧表に記載の書類および添付書類

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。
書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

申請方法 郵送等による送付を原則とします。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

6. 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【 建 設 工 事 】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和3年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）	送付のみ
市外業者	隔年申請のため、令和5年度の受付はありません。	

令和5年2月15日（水）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和6年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1	※1
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和4年11月1日以降のもの。写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和4年11月1日以降のもの。写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	令和5年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和5年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	1	※5
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※7
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1	
⑫	除雪・水道修繕等委託契約書の写し		1	国道・府道除雪を含む。 ※8
⑬	消防団協力事業所表示証の写し	市	各 1	該当者のみ。 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9
	奉仕活動実施報告書	別紙3		
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6		
⑭	令和5年度建設工事入札参加業者等級格付基準業者登録カード	別紙7-1 別紙7-2	1	※10
⑮	誓約書	市	1	
⑯	経営事項審査結果通知書の写し		1	令和3年7月1日以降のもの。
⑰	振込先確認書	市	1	
⑱	受領書	市	1	

【留意事項等】

- ※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。
- ※2 ⑥「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- ※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和5年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。
また、個人事業者が請求される場合は、令和5年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和4年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。
- ※4 ⑦「技術職員名簿」は、令和5年度に配置可能な技術者について記入してください。
また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。
技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（**検定合格証明書の写し等**）を、監理技術者資格を有する職員については、**監理技術者資格者証（表裏両面）**を必ず添付してください。
技術職員を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出してください。これらの書類が提出できない場合は、京都府の経営事項審査の手引きを参考に書類準備をしてください。なお、経審の名簿に記載されている場合、書類提出は不要です。
- ※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和5年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。
現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、上記に記載の技術職員と同様の書類を提出してください。
- ※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和5年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。
- ※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）
- ※8 国、京都府、綾部市と令和4年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
綾部市の水道修繕等に係る令和4年度の緊急当番業者の方は、「水道修繕等業務委託契約書」の写しを提出してください。
- ※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」(資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。)
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」(資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。)
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。(ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。)

※10 等級格付基準の総合評点の提出にご協力をお願いします。登録業種ごとに総合評点を記入してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑱を番号順にし、クリアファイル(A4サイズ、無色透明、無地)に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル(A4サイズ・色指定なし)に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑱～⑳は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者(入札参加資格者)のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点(市内業者のみ)

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届(市様式)に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地(電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。)
- (3) 法人である場合は、その資本金額(出資総額を含む。)及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- (6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

【測量・建設コンサルタント等】

申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和5年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いている者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 申請受付期間等

市内業者	令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）	送付のみ
市外業者	隔年申請のため、令和5年度の受付はありません。	

市内業者は令和5年2月15日（水）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和6年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式1	1	
②	測量等実績調書	市 様式2	1	
③	技術者経歴書	市 様式3	1	
④	営業所一覧表	市 様式4	1	
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和4年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和4年11月1日以降のもの。 写しでも可。 ※1
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。
				(個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和4年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号	1	令和5年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和5年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4
⑩	誓約書	市	1	
⑪	振込先確認書	市	1	
⑫	受領書	市	1	

【留意事項等】

- ※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)
- ※2 ⑧「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

※3 ⑧「市税納税証明書」については、法人の場合は令和5年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和5年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和4年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和5年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、必ず届出をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

綾部市上下水道事業管理規程第 5 号

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道事業会計規程（平成 2 6 年綾部市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 3 項中「当該収納の日の翌日までに」を「速やかに」に改め、同条第 4 項中「当該振り替えられた日又は収納した日のうちに」を「速やかに」に改める。

第 2 4 条中「綾部市」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第16号

綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱（昭和59年綾部市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月2日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

第2条第1号中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号」に改める。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、体育実技用具費をいう。）
- (2) 新入学児童生徒学用品費・通学用品費

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「の支給区分」を削り、「とおりとする」を「支給区分に応じ、当該各号に掲げるものを支給する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 綾部市立小・中学校特別支援学級児童生徒の保護者で、収入額が需要額に1.5を乗じて得た額未満の額の世帯に属する保護者（ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒又は綾部市就学援助規則（平成30年綾部市教育委員会規則第4号）により就学援助費を受給している児童生徒の保護者を除く。）前条第1号から第6号までに掲げるもの
- (2) 綾部市立小・中学校特別支援学級児童生徒の保護者で、収入額が需要額に1.5を乗じて得た額以上であつて、かつ、需要額に2.5を乗じて得た額未満の額の世帯に属する保護者 前条第1号から第5号までに掲げるもの
- (3) 綾部市立小・中学校特別支援学級児童生徒の保護者で、収入額が需要額に2.5を乗じて得た額以上の額の世帯に属する保護者 前条第3号に掲げるもの

第4条第2項中「第5号」を「第3号」に改め、同項各号列記以外の部分中「タクシー」を削り、同項第1号中「するとき」を「し、かつ、保護者による送迎が困難であると認められるとき」に改める。

第5条中「特殊教育就学奨励費補助金補助単価（配分限度額）」を「特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）」に改める。

第6条中「通級する学校長」を「在学する学校の校長（以下「学校長」という。）」に改め、同条第1号中「（様式第1号）」を削り、同条第2号を次のように改める。

- (2) 所得証明等

第6条第3号中「タクシー」及び「(様式第3号)」を削る。
様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この告示は、令和4年11月2日から施行する。

綾部市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第8回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年11月15日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年11月18日（金）14時00分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第24号 綾部市就学援助規則の一部改正について
 - 議第25号 綾部市立小・中学校遠距離通学費補助金支給要綱の一部改正について
 - 議第26号 綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
 - 議第27号 令和4年度綾部市一般会計補正予算について

綾部市選挙管理委員会告示第101号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

546人

綾部市選挙管理委員会告示第102号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9,094人

綾部市選挙管理委員会告示第103号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 547人